

輪島市監査公表第 17 号

輪島市長より、平成23年2月22日付け発輪監査第295号の  
監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方  
自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年3月7日

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄



発 監 第 2 6 1 号

平成 2 3 年 3 月 3 日

輪島市監査委員 向 憲龍 様

輪島市監査委員 坂下 幸雄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 監 理 課

監査執行年月日 平成23年2月4日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 市有土地貸付料の滞納繰越について 土地貸付料については、まず現年度分が収入未済とならないよう計画的納付を促していただきたい。また、滞納者の生活実態を把握し、課全体で協力体制をとり、滞納額が増えていかないよう厳しい態度で臨むことが重要である。</p>	<p>長期滞納者に対し、文書通知や電話、さらに訪問でのお願いも行っております。今年度は、連絡不能だった1名と口座振替による分割納付の確約をいただき、3月分より開始しました。 また、現年度分においても電話等で依頼しているところですが、今後、訪問による徴収を強化し、新たな滞納が増えないよう努めます。</p>	<p>措置済</p>